



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.29-8 2018.8.3

経営革新サマーセミナーのお知らせ

第1部は株式会社日本M&Aセンター金子義典様をお招きし、「事業承継としてのM&A」についてご講演いただきます。以前はM&Aといえば「乗っ取り・身売り」といった悪い印象も多かったと思います。しかし、近年では「事業承継問題の解決策」として用いられることが非常に多くなってきています。事業承継問題におけるM&Aの具体的な利用方法・スキーム・注意点についてお話しいただく予定です。

第2部は株式会社あしたのチーム高橋隆弘様より「人事評価制度で人材育成」と題して講演いただきます。同社のクラウド型人事評価システムは導入企業1300社を超え、「中小企業向け導入実績No.1」を達成するなど非常に注目されております。「経営者と社員の結束をより強固にし、最高のチームを作り出す」を目標に、人事評価制度を導入した働き方改革の実現の仕方についてお話しいただく予定です。

また、セミナー終了後に納涼会を行います。セミナーと併せてたくさんの方のご参加を心よりお待ちしております。詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

経営革新サマーセミナー 開催概要

日時:2018年8月30日(木)15:00~17:40

場所:茅野市民館2Fコンサートホール

第1部 『事業承継としてのM&A』

~具体的な手段とベストな相手の選び方~

日本M&Aセンター M&Aシニアエキスパート 金子義典氏

第2部 『人事評価制度で人材育成』

~従業員が辞めない仕組みづくり~

株式会社あしたのチーム 執行役員 高橋隆弘氏



金子 義典氏



高橋 隆弘氏

夏季休暇のお知らせ

暑中お見舞い
申し上げます

平素は格別のお引立てを賜り感謝申し上げます。

職員一同、皆様のお役に立てますよう引き続き精進して参ります。お困りのこと等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

さて誠に勝手ながら本年度の夏季休暇を以下の通り実施させていただきます。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【夏季休暇】 8月12日(日)~16日(木)



新・事業承継税制がわかる！Ⅱ

平成30年度税制改正で抜本的に拡充された“今話題の事業承継税制”。時限措置として新たに設けられた新制度の概要、適用要件、注意点などの重要ポイントを数回にわたり解説していきます。

「事業承継税制」が、今後10年間に限って大きく拡充されます！

※2018年1月1日から2027年12月31日までの間の贈与・相続について適用されます。

前号では特例事業承継税制を利用するための条件のうち①先代経営者・後継者の条件、②会社の条件をご説明致しました。今号では4つの条件の内残り2つ③・④についてご説明いたします。(シンプルにご説明するため詳細を省いているものもございます。詳細につきましてはご相談ください。)

【1】特例事業承継税制の条件

事業承継税制を利用するためには、以下の4つの条件を満たす必要があることを前号でご説明いたしました。

①先代経営者・後継者の条件

②会社の条件

③適用開始してから5年間の条件

④免除になるための条件 ※本号では③・④について解説いたします。



③適用してから5年間の条件 (企業の永続を前提)

1. 代表者の条件として

- ・5年間は後継者が会社の代表者・筆頭株主であること。
- ・後継者が納税猶予の対象となっている株式を保有し続けていること。(5年経過後も同様です)

2. 会社の条件

上場会社や資産管理会社に該当しないこと。(5年経過後は資産管理会社に該当しないこと)

3. 届出書の条件として

【～5年間】

経済産業局へ「年次報告書」を提出(年1回5年間継続して提出)

税務署へ「継続届出書」を提出(年1回5年間継続して提出)

※2カ所へ書類を提出することになります。

【5年経過後～】

税務署へ「継続届出書」を提出(3年毎に1回提出)

※納税猶予が開始され上記届出書の提出が期限より1日でも遅れてしまうと、猶予されていた税額全額とそれまでの利子税を納付する必要があります。

4. 担保の提供

事業承継税制の適用を受けるには贈与税・相続税の申告期限までに納税猶予の税額・猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保を提供する必要があります。この場合、特例の提供を受ける非上場株式の全てを担保として提供した場合には、その非上場株式等の価額が納税猶予相当額に満たない場合であっても、納税猶予分相当額に相当する担保が提供されたとみなされます。

※非上場株式に譲渡制限が付されているものであっても、全部を担保提供する場合に限り担保として提供できる財産として取り扱われます。

④免除になるための条件

- (1) 申告期限後5年経過後に会社に対し破産手続き開始の決定等があった場合
- (2) 次の後継者への贈与
- (3) 先代経営者(贈与者)の死亡(相続税の課税対象となりますが、相続税は猶予対象となります。)
- (4) 後継者(相続人)の死亡
- (5) 同族関係者以外のものに株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価を上回る税額を免除)

(斉藤直人)

Q 修理でも一時に費用にできないものがある？

1. 修繕費とは？

修繕費とは、法人が所有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の通常の維持管理のため、又は壊れた固定資産についてその原状を回復するための費用を言います。

修繕費に該当するかどうかのポイントは、「通常の維持管理」と「原状の回復」です。

2. 「修繕費」にならない修理(資本的支出)

法人が所有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち、その固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなる支出を修繕費ではなく「資本的支出」といい、一時に費用にできず、減価償却という方法で数年で費用処理します。

資本的支出に該当するかどうかのポイントは、「価値を高める」と「耐久性を増す」です。

固定資産を改造又は改良した場合や壊れた固定資産を当初より優れた材質や部品で修理した場合、資本的支出となります。

3. 修繕費と資本的支出

修繕費なのか、資本的支出にあたるかどうかは、金額の多い・少ないではなく、その実質に応じて判定します。



Q 蛍光灯をLEDランプに替えた費用は、修繕費？



節電対策として自社の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合、その取替に係る費用については、修繕費となります。

1. LEDランプの取替え費用は、なぜ、修繕費になる？

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えることで、節電効果や使用可能期間などが向上している事実をもって、その所有する固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増しているとして資本的支出に該当するのではないかと考えられますが、蛍光灯（又は蛍光灯型LEDランプ）は、照明設備（建物附属設備）がその効用を発揮するための一つの部品であり、かつ、その部品の性能が高まったことをもって、建物附属設備として価値等が高まったとまでは言えないと考えられますので、修繕費として処理できます。

2. LEDランプの取替え費用でも修繕費とならない場合もある

蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替える費用は、修繕費となりますが、LEDランプに取り替える際に、建物の天井のピットに装着された照明設備に手を加えた場合は、資本的支出となりますので、注意が必要です。



平成30年分 路線価 が発表されました

県内路線価 23年連続下落 ・ 諏訪圏は主要20地点のうち17地点で前年より下落

区分	路線価所在地		
年度	茅野市塚原市役所前	諏訪市 上諏訪駅前 国道	岡谷市 岡谷駅前
ピーク時	¥215,000 93年 H5	¥390,000 92年 H4	¥175,000 94年 H6
16年 H28	¥47,000	¥58,000	¥48,000
17年 H29	¥46,000	¥58,000	¥47,000
18年 H30	¥45,000	¥58,000	¥45,000
前年比	▲2.2%	0.0%	▲4.3%
ピーク比	▲79.1%	▲85.1%	▲74.3%

長野県内の路線価は、23年連続で下落という結果となりました。県内の最高額は長野市の長野駅前通りで、1㎡当たり28万5千円で前年同額でした。県内平均としては前年から0.6%下落となりました。

諏訪圏の最高額は再開発が進む JR 上諏訪駅前国道沿いで1㎡当たり5万8千円で前年同額となり、下げ止まり傾向になっています。また下落幅が最も大きかったのは岡谷駅前で前年比4.3%の下落となりました。(北原隆幸)

上川アダプト クリーンウォーク 参加しました

7月14日(土)に本年度第2回目の「茅野市上川アダプトプログラム」へ参加し、上川周辺のクリーンウォークを行いました。例年にない暑さの中での実施となりましたが、皆でいい汗を流し、地域貢献することができました。また事務所周辺の草取り等も行いました。

次回も引き続き参加いたします。(北原隆幸)



職員コラム ～ 猛暑 ～

斉藤 直人

先日41.1度と過去最高気温を記録する猛暑が続いています。海外でも50度を超える地域もでてくるのではないかと予想されており世界的に異常気象が続いていることがニュースや新聞で報道されています。「熱中症に気を付けましょう!」と聞くことも多く、熱中症に関して原因と対策をご紹介したいと思います。

○熱中症の初期症状:

- ・めまい・・・体にこもった熱を外に逃がして体温を下げようと、皮ふの血管が広がります。全身を流れる血液の量が減り、血圧が下がり、脳への血流が減少します。こうした血流や血圧の変化が生じることで、めまいや立ちくらみ、といった症状が生じます。
- ・手足のしびれや痙攣・・・大量の汗をかくと、体内から水分だけでなく塩分(ナトリウムや塩素)も失われますが、水分だけを補給すると、血液中の塩分濃度が下がります。塩分濃度が下がることで、手足の筋肉の収縮が起こり、熱痙攣が生じます。

○対策:こまめな水分補給は大切ですが、水分だけを補給することがかえって熱中症による熱痙攣を引き起こす原因になることもあるそうです。汗をかきやすい状況ではスポーツドリンクや、食塩水(0.1~0.2%濃度)でこまめな水分と塩分の補給を行う事が必要です。同時に、氷枕や保冷剤で両側の首筋や脇、足の付け根等を冷やしたり、皮膚に水をかけ団扇などで扇ぐことで体温を下げることも熱中症対策になるそうです。

